

第 5 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会次第

日 時：平成16年1月20日（火）午後2時30分

場 所：浦和コルソホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 提案事項

- 提案第1号 財産の取扱いについて
- 提案第2号 地方税の取扱いについて
- 提案第3号 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 提案第4号 慣行等の取扱いについて
- 提案第5号 ごみ・し尿処理事業の取扱いについて
- 提案第6号 介護保険事業の取扱いについて
- 提案第7号 水道事業の取扱いについて
- 提案第8号 下水道事業の取扱いについて

(2) その他

4 閉 会

第 5 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

提案事項

提案第1号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年1月20日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

財産の取扱い	
総括調整方針	岩槻市の財産は、すべてさいたま市に引き継ぐものとする。

資 料

○岩槻市の財産

土地及び建物（一般会計）の状況

（平成 15 年 3 月末日現在）

区 分	土地(地積㎡)	建 物(延面積㎡)			
		木 造	非木造	合 計	
本庁舎	8,129	—	9,088	9,088	
その他の行政 機関	消防施設	5,042	8	3,527	3,535
	その他の施設	—	—	—	—
行政財産	学校	461,738	501	147,832	148,333
	公営住宅	37,665	3,019	9,408	12,427
	公園	432,982	—	—	—
	その他の施設	195,586	389	81,428	81,817
普通財産	115,092	47	1,628	1,675	
合 計	1,256,234	3,964	252,911	256,875	

基金の現在高（平成 15 年 3 月末日現在）

区 分	現金等（百万円）	土地（㎡）
財政調整基金	1,027	—
土地開発基金	169	8,166
減債基金	306	—
国民健康保険給付費支払基金（注）	0	—
国民健康保険高額療養費資金貸付基金	10	—
介護保険介護給付費調整基金	222	—
介護保険高額介護サービス費用貸付基金	3	—
愛の泉貸付基金	16	—
老人福祉基金	27	—
市立病院建設基金	843	—
ふるさとみどりの基金	66	—
スポーツ振興基金	16	—
国際交流基金	42	—
都市づくり推進基金	1,906	—
学校給食センター建設基金	450	—
合 計	5,104	8,166

資料：平成 14 年度岩槻市決算書

注：現在高 100 万円未満

地方債残高（一般会計）

（平成 15 年 3 月末日現在）

区 分	現在高(百万円)	構成比(%)
総務債	2,176	8.7
民生債	375	1.5
衛生債	3,417	13.7
農林水産業債	1,282	5.1
土木債	6,841	27.4
市営住宅債	175	0.7
消防債	363	1.5
教育債	4,042	16.2
災害復旧債	—	—
住民税等減税補てん債	4,319	17.3
臨時税収補てん債	531	2.1
減税補てん債	—	—
減収補てん債	—	—
臨時財政対策債	1,414	5.7
合 計	24,934	100.0

地方債残高（特別会計・公営企業会計）

（平成 15 年 3 月末日現在）

区分	会計名称	現在高(百万円)
特別会計	下水道事業	22,324
	江川土地区画整理事業	4,034
	南平野土地区画整理事業	412
	公共用地先行取得事業	2,289
公営企業会計	水道事業	9,700

提案第 2 号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 月 2 0 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

地方税の取扱い	
総括調整方針	地方税は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
個人市民税	現行のとおりとする。
法人市民税	均等割及び法人税割の税率は、現行のとおりとする。 法人税割の課税の特例に係る税率は、さいたま市に統一する。
固定資産税	税率は、現行のとおりとする。 納期は、さいたま市に統一する。
軽自動車税	現行のとおりとする。
都市計画税	さいたま市の制度に統一する。
事業所税	さいたま市の制度を適用する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
1 個人市民税 (1) 均等割 年額 3,000 円 (2) 所得割 標準税率	1 個人市民税 (1) 均等割 年額 2,500 円 (注1) (2) 所得割 標準税率
2 法人市民税 (1) 均等割 標準税率 (2) 法人税割 税率 14.7% 12.3% (課税の特例)	2 法人市民税 (1) 均等割 標準税率 (2) 法人税割 税率 14.7% 12.7% (課税の特例)
3 固定資産税 (1) 税率 1.4% (2) 納期 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 12 月 1 日から同月 31 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで	3 固定資産税 (1) 税率 1.4% (2) 納期 第 1 期 5 月 1 日から同月 31 日まで 第 2 期 7 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 12 月 1 日から同月 28 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から同月末日まで
4 軽自動車税 税率 標準税率	4 軽自動車税 税率 標準税率
5 都市計画税 (1) 税率 0.3% (2) 納期 固定資産税に同じ	5 都市計画税 (1) 税率 0.2% (2) 納期 固定資産税に同じ
6 事業所税 (1) 資産割 税率 600 円/m ² (2) 従業者割 税率 0.25%	6 事業所税 課税団体ではない。

注1 個人市民税の均等割の税率は、平成 16 年度の税制改正で全市町村 3,000 円に統一される予定。

提案第3号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年1月20日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

一般職の職員の身分の取扱い	
総括調整方針	岩槻市の職員は、すべてさいたま市の職員として引き継ぐものとする。

現 況																																																													
さいたま市	岩槻市																																																												
<p>1 職員の定数 8, 928人</p> <p>2 職員の実数 8, 871人</p> <p>3 給料表等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>行政職給料表</td><td style="text-align: right;">8 級制</td></tr> <tr><td>医療職給料表(1)</td><td style="text-align: right;">4 級制</td></tr> <tr><td>医療職給料表(2)</td><td style="text-align: right;">5 級制</td></tr> <tr><td>医療職給料表(3)</td><td style="text-align: right;">6 級制</td></tr> <tr><td>教育職給料表(1)</td><td style="text-align: right;">4 級制</td></tr> <tr><td>教育職給料表(2)</td><td style="text-align: right;">4 級制</td></tr> <tr><td>技能職給料表</td><td style="text-align: right;">4 級制</td></tr> <tr><td>企業職給料表</td><td style="text-align: right;">8 級制</td></tr> </table> <p>〔行政職級別標準職務表〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>2 級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>3 級</td><td>主任</td></tr> <tr><td>4 級</td><td>総括主査、主査</td></tr> <tr><td>5 級</td><td>主幹、副主幹</td></tr> <tr><td>6 級</td><td>課長、副参事、調整主幹</td></tr> <tr><td>7 級</td><td>部長、企画監、参事</td></tr> <tr><td>8 級</td><td>局長、区長、理事、総括監、総括参事</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記表は主なものを掲載している。</p>	行政職給料表	8 級制	医療職給料表(1)	4 級制	医療職給料表(2)	5 級制	医療職給料表(3)	6 級制	教育職給料表(1)	4 級制	教育職給料表(2)	4 級制	技能職給料表	4 級制	企業職給料表	8 級制	区分	標準職務	1 級	主事、技師	2 級	主事、技師	3 級	主任	4 級	総括主査、主査	5 級	主幹、副主幹	6 級	課長、副参事、調整主幹	7 級	部長、企画監、参事	8 級	局長、区長、理事、総括監、総括参事	<p>1 職員の定数 958人</p> <p>2 職員の実数 853人</p> <p>3 給料表等</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>行政職給料表</td><td style="text-align: right;">8 級制</td></tr> <tr><td>技能労務職給料表</td><td style="text-align: right;">3 級制</td></tr> <tr><td>企業職給料表(1)</td><td style="text-align: right;">8 級制</td></tr> <tr><td>企業職給料表(2)</td><td style="text-align: right;">3 級制</td></tr> </table> <p>〔行政職級別標準職務表〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 90%;">標準職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 級</td><td>主事補、技師補</td></tr> <tr><td>2 級</td><td>主事、技師</td></tr> <tr><td>3 級</td><td>主任</td></tr> <tr><td>4 級</td><td>係長、主査</td></tr> <tr><td>5 級</td><td>課長補佐、副主幹</td></tr> <tr><td>6 級</td><td>課長、主幹</td></tr> <tr><td>7 級</td><td>次長、副参事</td></tr> <tr><td>8 級</td><td>部長、参事</td></tr> </tbody> </table> <p>※上記表は主なものを掲載している。</p>	行政職給料表	8 級制	技能労務職給料表	3 級制	企業職給料表(1)	8 級制	企業職給料表(2)	3 級制	区分	標準職務	1 級	主事補、技師補	2 級	主事、技師	3 級	主任	4 級	係長、主査	5 級	課長補佐、副主幹	6 級	課長、主幹	7 級	次長、副参事	8 級	部長、参事
行政職給料表	8 級制																																																												
医療職給料表(1)	4 級制																																																												
医療職給料表(2)	5 級制																																																												
医療職給料表(3)	6 級制																																																												
教育職給料表(1)	4 級制																																																												
教育職給料表(2)	4 級制																																																												
技能職給料表	4 級制																																																												
企業職給料表	8 級制																																																												
区分	標準職務																																																												
1 級	主事、技師																																																												
2 級	主事、技師																																																												
3 級	主任																																																												
4 級	総括主査、主査																																																												
5 級	主幹、副主幹																																																												
6 級	課長、副参事、調整主幹																																																												
7 級	部長、企画監、参事																																																												
8 級	局長、区長、理事、総括監、総括参事																																																												
行政職給料表	8 級制																																																												
技能労務職給料表	3 級制																																																												
企業職給料表(1)	8 級制																																																												
企業職給料表(2)	3 級制																																																												
区分	標準職務																																																												
1 級	主事補、技師補																																																												
2 級	主事、技師																																																												
3 級	主任																																																												
4 級	係長、主査																																																												
5 級	課長補佐、副主幹																																																												
6 級	課長、主幹																																																												
7 級	次長、副参事																																																												
8 級	部長、参事																																																												
<p>4 諸手当</p> <p>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当</p>	<p>4 諸手当</p> <p>管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当</p>																																																												

提案第4号

慣行等の取扱いについて

慣行等の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年1月20日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

慣行等の取扱い	
総括調整方針	慣行等は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
市の紋章	さいたま市の制度に統一する。
市の花、市の木、市の花木	さいたま市の制度に統一する。
岩槻市民憲章	廃止する。
岩槻市の都市宣言	廃止する。
国内都市間交流	現行のとおりとする。
国外都市間交流	現行のとおりとする。
表彰制度	さいたま市の制度に統一する。 なお、岩槻市の名誉市民は、さいたま市において継承する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 市章</p>  <p>さいたま市の頭文字「S」をモチーフに、未来に向かって人もまちもいきいきと前進するイメージのデザインです。「S」を囲むように弧を描くことで、輪（和）が広がり融和していくことを表現しています。基調となる緑色は、見沼たんぼに代表される豊かな自然との調和を示しています。 (平成 13 年 10 月 25 日制定)</p>	<p>1 市の紋章</p>  <p>岩槻の岩に中央のツキ（満月）を囲んだもの (昭和 30 年 10 月 1 日制定)</p>
<p>2 市の木 ケヤキ (平成 14 年 5 月 1 日制定)</p>	<p>2 市の木 つき（槻）…けやき (昭和 52 年 4 月 1 日制定)</p>
<p>3 市の花 サクラソウ (平成 14 年 5 月 1 日制定)</p>	<p>3 市の花 やまぶき (昭和 52 年 4 月 1 日制定)</p>
<p>4 市の花木 サクラ (平成 14 年 5 月 1 日制定)</p>	<p>4 市の花木 なし</p>
<p>5 市民憲章 なし</p>	<p>5 市民憲章 岩槻市民憲章 (昭和 53 年 5 月 3 日制定)</p>
<p>6 都市宣言 なし</p>	<p>6 都市宣言 岩槻市平和都市宣言 (平成 7 年 8 月 20 日告示) 岩槻市生涯スポーツ都市宣言 (平成 3 年 10 月 10 日告示)</p>
<p>7 国内都市間交流 福島県南郷村（姉妹都市） (昭和 50 年 11 月 4 日提携) 福島県舘岩村（友好都市） (昭和 57 年 10 月 23 日提携) 新潟県六日町（友好都市） (昭和 63 年 10 月 31 日提携)</p>	<p>7 国内都市間交流 千葉県千倉町（友好都市） (昭和 56 年 11 月 26 日締結)</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>8 国外都市間交流 メキシコ・トルーカ市（姉妹都市） （昭和 54 年 10 月 2 日提携） 中国・鄭州市（友好都市） （昭和 56 年 10 月 12 日提携） ニュージーランド・ハミルトン市（姉妹都市） （昭和 59 年 5 月 14 日提携） アメリカ・リッチモンド市（姉妹都市） （平成 6 年 6 月 16 日提携） アメリカ・ピッツバーグ市（姉妹都市） （平成 10 年 5 月 5 日提携）</p> <p>9 表彰 さいたま市名誉市民 （平成 14 年 9 月 30 日制定） さいたま市市民栄誉賞 （平成 15 年 3 月 27 日制定） さいたま市文化賞 （平成 15 年 3 月 27 日制定） さいたま市職員表彰 （平成 14 年 3 月 27 日制定）</p>	<p>8 国外都市間交流 カナダ・ナナイモ市（友好都市） （平成 8 年 9 月 25 日締結）</p> <p>9 表彰 岩槻市名誉市民 （昭和 34 年 4 月 20 日制定） 岩槻市名誉議員及び名誉職員顕彰 （昭和 30 年 3 月 28 日制定） 岩槻市表彰 （昭和 52 年 12 月 20 日制定） 岩槻市職員表彰 （昭和 61 年 3 月 31 日制定） 岩槻市教育委員会表彰 （平成 15 年 1 月 14 日制定）</p>

提案第5号

ごみ・し尿処理事業の取扱いについて

ごみ・し尿処理事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年1月20日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵藤 釗

別 紙

ごみ・し尿処理事業の取扱い	
総括調整方針	ごみ及びし尿処理事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
ごみの分別及び収集	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理手数料	さいたま市の制度に統一する。
ごみの処理業申請手数料	さいたま市の制度に統一する。
資源物回収奨励金	さいたま市の制度に統一する。
し尿処理の手数料	さいたま市の制度に統一する。

現 況																															
さいたま市	岩槻市																														
<p>1 ごみ処理事業 (1) ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃えるごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td>燃えないごみ</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>有害危険ごみ 蛍光灯、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター</td> <td>週 1 回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの</td> <td>戸別収集 直接搬入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集回数	燃えるごみ	週 2 回	燃えないごみ	週 1 回	資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック	週 1 回	資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙	週 1 回	有害危険ごみ 蛍光灯、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	週 1 回	粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの	戸別収集 直接搬入	<p>1 ごみ処理事業 (1) ごみの分別及び収集回数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">収集回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可燃ごみ</td> <td>週 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">不燃ごみ</td> <td>金属、ガラス、陶器類</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td>プラスチック類</td> <td>月 4 回</td> </tr> <tr> <td>資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維</td> <td>月 2 回</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有害危険ごみ 蛍光灯、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター 乾電池、水銀体温計</td> <td>年 3 回</td> </tr> <tr> <td>年 4 回</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの</td> <td>戸別収集 直接搬入</td> </tr> </tbody> </table>	区分	収集回数	可燃ごみ	週 2 回	不燃ごみ	金属、ガラス、陶器類	月 2 回	プラスチック類	月 4 回	資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維	月 2 回	有害危険ごみ 蛍光灯、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター 乾電池、水銀体温計	年 3 回	年 4 回	粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの	戸別収集 直接搬入
区分	収集回数																														
燃えるごみ	週 2 回																														
燃えないごみ	週 1 回																														
資源物 1 類 びん、かん、ペットボトル、食品包装プラスチック	週 1 回																														
資源物 2 類 新聞、雑誌類、ダンボール、牛乳パック、繊維、その他の紙	週 1 回																														
有害危険ごみ 蛍光灯、乾電池、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、水銀体温計、ライター	週 1 回																														
粗大ごみ 最大の辺または径が 90 cm 以上 2 m 未満のもの	戸別収集 直接搬入																														
区分	収集回数																														
可燃ごみ	週 2 回																														
不燃ごみ	金属、ガラス、陶器類	月 2 回																													
	プラスチック類	月 4 回																													
資源ごみ びん、かん、ペットボトル、新聞、雑誌類、ダンボール、繊維	月 2 回																														
有害危険ごみ 蛍光灯、スプレーかん、カートリッジ式ボンベ、ライター 乾電池、水銀体温計	年 3 回																														
	年 4 回																														
粗大ごみ 1 辺が 50 cm 以上 2m 未満のもの	戸別収集 直接搬入																														

現 況		
さいたま市		岩槻市
(2) 処理手数料		(2) 処理手数料
区分	市が収集運搬・処分するもの	市が処分のみするもの
普通世帯から排出するもの（搬入量 1 回に 100 kg 以上から）	——	最初の 10 kg から 10 kg ごとに 20 円
市が戸別収集するもの	500 円／個	——
市長が指定した適正処理困難物のうち規則で定める品目	1 品につき 2,000 円を上限とし、品目別に規則で定める額	1 品につき 1,500 円を上限とし、品目別に規則で定める額
事業活動に伴って生ずるもの	——	10 kg ごとに 170 円
死犬・猫等の死体	1,000 円／頭	500 円／頭
(3) 処理業申請手数料		(3) 処理業申請手数料
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	3,000 円	
一般廃棄物処分業許可申請手数料	3,000 円	
(4) 資源物回収奨励金 「ごみ減量運動補助金」 自治会・P T A などの非営利団体が回収した資源物 1 kg に対し 5 円を交付		(4) 資源物回収奨励金 「資源回収団体奨励金」 自治会・P T A などの非営利団体が回収した資源物 1 kg に対し 4 円を交付
(2) 処理手数料		(2) 処理手数料
区分	市が収集運搬・処分するもの	市が処分のみするもの
日常生活に伴って生じた比較的大型の固形廃棄物	10 kg ごとに 100 円	——
前記に規定する算出基準に実情がそぐわれないと市長が認めるとき	1 m ³ ごとに 3,800 円	——
市が戸別収集するもの	(制度無し)	——
事業活動に伴って生ずるもの	——	10 kg ごとに 100 円
死犬・猫等の死体	100 円／頭	——
(3) 処理業申請手数料		(3) 処理業申請手数料
一般廃棄物処理業許可申請手数料	2,000 円	

現 況				
さいたま市			岩槻市	
2 し尿処理事業 手数料				
区分	基準		金額	備考
普通世帯	世帯割	1 世帯につき 月額	480 円	1 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、1 世帯につき月額 230 円を加算して徴収する。 2 1 歳未満は、除く。 臨時処理に限る。
		人員割	230 円	
	基本料	1 回につき	480 円	
	従量割	36 リットルにつき	230 円	
事業所その他多数の者が利用する施設	基本料	1 施設につき 月額	480 円	臨時処理に限る。ただし、工事現場等の仮設便所は除く。
		従量割	36 リットルにつき	
	基本料	1 回につき	480 円	
	従量割	36 リットルにつき	230 円	
2 し尿処理事業 手数料				
区分	単位	金額		
普通世帯	世帯割	600 円		
	人員割	220 円		
改良式便槽世帯	世帯割	740 円		
	人員割	220 円		
従量世帯	会社、工場及び事業所、病院、飲食店、マーケット等不特定多数の者が出入りする世帯については、36 リットルにつき 320 円			
※くみとり回数は、原則として 20 日に 1 回とする。				

提案第6号

介護保険事業の取扱いについて

介護保険事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年1月20日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会長 兵藤 釗

別 紙

介護保険事業の取扱い	
総括調整方針	介護保険事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
第1号被保険者保険料	さいたま市の制度に統一する。
介護保険高額介護サービス費用貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
介護保険低所得者利用料軽減事業	さいたま市の制度に統一する。
居宅サービス利用料負担額助成事業	さいたま市の制度に統一する。
住宅改修支援事業	さいたま市の制度に統一する。
介護相談員派遣事業	廃止する。

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 第 1 号被保険者保険料 (65 歳以上) 平成 1 5 年度基準額 (年額) 37,107 円 納期 (普通徴収) 6 月～9 月、1 1 月～2 月 (8 期)</p>	<p>1 第 1 号被保険者保険料 (65 歳以上) 平成 1 5 年度基準額 (年額) 31,300 円 納期 (普通徴収) 7 月～2 月 (8 期)</p>
<p>2 介護保険高額介護サービス費用貸付事業 高額介護サービス費の支給までの間、介護サービス等に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。 ・貸付割合 : 対象額の全額 ・基金の設置 : さいたま市介護保険高額貸付基金 300 万円</p>	<p>2 介護保険高額介護サービス費用貸付事業 高額介護サービス費の支給までの間、介護サービス等に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。 ・貸付割合 : 対象額の 90% ・基金の設置 : 岩槻市介護保険高額貸付基金 300 万円</p>
<p>3 介護保険低所得者利用料軽減事業 国の特別対策事業及び市単独事業 ・高齢者施策 : 6 % ・障害者施策 : 3 % 市単独事業 6 %</p>	<p>3 介護保険低所得者利用料軽減事業 国の特別対策事業 ・高齢者施策 : 6 % ・障害者施策 : 3 % 市単独事業は未実施</p>
<p>4 居宅サービス利用料負担額助成事業 真に利用料の支払いに困窮している低所得者への助成 居宅サービスのうち療養管理指導、福祉用具購入費、住宅改修費を除く 9 種類 ・助成率 : 第 1 段階 7 % 第 2 段階 5 %</p>	<p>4 居宅サービス利用料負担額助成事業 市民税非課税世帯でかつ高齢福祉年金受給者に 1/2、市民税非課税世帯の者に 1/4 の利用料助成を行う。(施設サービスを含む。) ただし、居宅サービスのうち福祉用具購入費、住宅改修費は除く。</p>
<p>5 住宅改修支援事業 住宅改修について、改修を必要と認められる理由書の作成料を支払う。 ・支給額 : 2,100 円/件 ・対象 : 担当介護支援専門員以外の介護支援専門員等</p>	<p>5 住宅改修支援事業 住宅改修について、改修を必要と認められる理由書の作成料を支払う。 ・支給額 : 2,100 円/件 ・対象 : 介護支援専門員等</p>
<p>6 介護相談員派遣事業 実施していない。</p>	<p>6 介護相談員派遣事業 介護相談員が直接施設等を訪問し、介護サービス利用者の疑問や不満にきめ細やかに応じることにより、苦情に至る事態を未然に防ぐとともに、介護サービスの充実を図る。</p>

提案第7号

水道事業の取扱いについて

水道事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年1月20日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会長 兵 藤 釗

別 紙

水道事業の取扱い	
総括調整方針	岩槻市が経営する水道事業は、さいたま市が引き継ぎ、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
水道料金	さいたま市の制度に統一する。
水道分担金	さいたま市の制度に統一する。

現 況				
さいたま市		岩 槻 市		
1 水道料金 (1) 基本料金 (1か月につき)		1 水道料金 (1) 基本料金 (2か月につき)		
用途 水道メーター口径	基本 水 量	金 額		
一 般 用	13mm	8m ³ まで	890円	
	20mm		1,080円	
	25mm		1,750円	
	40mm		14,800円	
	50mm		38,200円	
	75mm		86,500円	
	100mm		184,500円	
	150mm		310,900円	
	200mm		988,300円	
共同住宅用		8m ³ に世帯 数を乗じて 得た水量ま で	890円に世帯数を 乗じて得た額	
公衆浴場用			1,750円	
プ ー ル 用	50mm		38,200円	
	75mm		86,500円	
	100mm		184,500円	
(2) 従量料金 (1m ³ につき)		(2) 従量料金 (1m ³ につき)		
用途 水道メーター口径	水 量	金 額		
一 般 用	水道メーター 口径25mm 以下	8m ³ を超え20m ³ までの分	175円	
		20m ³ を超え30m ³ までの分	220円	
		30m ³ を超える分	310円	
	水道メーター 口径40mm 以上	60m ³ までの分	310円	
		60m ³ を超え500m ³ までの分	345円	
		500m ³ を超える分	395円	
	共同住宅用		8m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超え20m ³ に 世帯数を乗じて得た水 量までの分	175円
	共同住宅用		20m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超え30m ³ に 世帯数を乗じて得た水 量までの分	220円
	共同住宅用		30m ³ に世帯数を乗じて 得た水量を超える分	310円
公衆浴場用			175円	
プール用			175円	
臨時給水			223円	
		水量	金 額	
		20m ³ を超え40m ³ までの分	150円	
		40m ³ を超え60m ³ までの分	185円	
		60m ³ を超え80m ³ までの分	220円	
		80m ³ を超え100m ³ までの分	260円	
		100m ³ を超える分	285円	
		浴場用 (20m ³ を超える分)	150円	
		共用栓 (20m ³ を超える分)	150円	
		臨時用 (20m ³ を超える分)	500円	
		私設消火栓 実習用 1栓5分ごとに320円		

現 況

2 分担金

メーターの口径	さいたま市	岩槻市
13mm	84,000円	130,000円
20mm	105,000円	200,000円
25mm	525,000円	480,000円
30mm	—	710,000円
40mm	1,291,500円	1,260,000円
50mm	2,331,000円	1,970,000円
75mm	6,499,500円	4,470,000円
100mm	11,203,500円	7,930,000円
150mm	35,910,000円	17,860,000円
200mm	86,310,000円	—
250mm以上	86,310,000円に管理者が別に定めた額を加えた額	—

(消費税及び地方消費税を含む。)

提案第 8 号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 月 2 0 日提案

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

別 紙

下水道事業の取扱い	
総括調整方針	下水道事業は、さいたま市の制度に統一するものとする。

○主な項目と調整方針

項 目	調 整 方 針
下水道使用料	さいたま市の制度に統一する。
下水道受益者負担金	さいたま市の制度に統一する。
私道内排水設備布設工事費補助金	さいたま市の制度に統一する。
水洗便所設備資金	さいたま市の制度に統一する。

現 況																																								
さいたま市	岩槻市																																							
<p>1 下水道使用料</p> <p>(1) 使用料体系 (1 か月につき)</p> <p>ア 一般 (累進逓増制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水排水量 (m³)</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1 から 10 まで</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">超過料金 (1 m³につき)</td> <td>10 を超え 30 まで</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>30 を超え 50 まで</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>50 を超え 100 まで</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>100 を超え 200 まで</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>200 を超え 500 まで</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>500 を超え 1,000 まで</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>1,000 を超え 5,000 まで</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,000 を超えるもの</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料は、汚水排水量に応じて得た額を合算し、その額に 100 分の 105 を乗じて算定した額)</p> <p>イ 公衆浴場 (処理区域内) 1 m³につき 18 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて算定した額</p> <p>ウ 水道水以外の使用 (一般家庭) 1 人につき 1 か月 6 m³とする。</p> <p>水道水と水道水以外の水を併用した場合の水の使用料は、井水等使用水量から併用水道使用水量を減じて得た水量とする。</p> <p>2 下水道事業受益者負担金</p> <p>(1) 負 担 区 第 1 負担区～第 26 負担区 (2) 徴収方法 20 回 (年 4 回×5 年) (3) 納 期 6 月、9 月、12 月、3 月 (4) 前納報奨金 2% (最低)～20% (最高) (5) 徴収猶予 農地 2 年 (再猶予なし) 生産緑地指定農地 生産緑地法第 10 条の規定による買取の申出を行うまでの期間</p>	区分	汚水排水量 (m ³)	単価 (円)	基本料金	1 から 10 まで	550	超過料金 (1 m ³ につき)	10 を超え 30 まで	65	30 を超え 50 まで	75	50 を超え 100 まで	90	100 を超え 200 まで	110	200 を超え 500 まで	120	500 を超え 1,000 まで	140	1,000 を超え 5,000 まで	150		5,000 を超えるもの	160	<p>1 下水道使用料</p> <p>(1) 使用料体系 (2 か月につき)</p> <p>ア 一般 (累進逓増制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>汚水排水量 (m³)</th> <th>単価 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本料金</td> <td>1 戸 2 か月 20 まで</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">超過料金 (1 m³につき)</td> <td>20 を超え 40 まで</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>40 を超え 70 まで</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>70 を超え 100 まで</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>100 を超えるもの</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用料は、汚水排水量に応じ表の区分による基本使用料と超過使用料の合計額に 100 分の 105 を乗じて算定した額)</p> <p>イ 公衆浴場 (処理区域内) 1 m³につき 60 円を乗じて得た額に 100 分の 105 を乗じて算定した額</p> <p>ウ 井戸水等使用 (一般家庭) 1 世帯 4 人までは 2 か月 40 m³とし、1 人増すごとに 10 m³を加える。</p> <p>水道水との併用使用規定なし</p> <p>2 下水道事業受益者負担</p> <p>(1) 負 担 区 第 1 負担区～第 7 負担区 (2) 徴収方法 3 回 (年 1 回×3 年) (3) 納 期 1 1 月 (4) 前納報奨金 なし (5) 徴収猶予 農地 5 年 (再猶予 2 年) 生産緑地指定農地 30 年以内</p>	区分	汚水排水量 (m ³)	単価 (円)	基本料金	1 戸 2 か月 20 まで	1,400	超過料金 (1 m ³ につき)	20 を超え 40 まで	90	40 を超え 70 まで	100	70 を超え 100 まで	120	100 を超えるもの	150
区分	汚水排水量 (m ³)	単価 (円)																																						
基本料金	1 から 10 まで	550																																						
超過料金 (1 m ³ につき)	10 を超え 30 まで	65																																						
	30 を超え 50 まで	75																																						
	50 を超え 100 まで	90																																						
	100 を超え 200 まで	110																																						
	200 を超え 500 まで	120																																						
	500 を超え 1,000 まで	140																																						
	1,000 を超え 5,000 まで	150																																						
	5,000 を超えるもの	160																																						
区分	汚水排水量 (m ³)	単価 (円)																																						
基本料金	1 戸 2 か月 20 まで	1,400																																						
超過料金 (1 m ³ につき)	20 を超え 40 まで	90																																						
	40 を超え 70 まで	100																																						
	70 を超え 100 まで	120																																						
	100 を超えるもの	150																																						

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>3 私道内排水設備布設工事費補助金</p> <p>(1) 交付対象 私道に排水設備を設置する者</p> <p>(2) 補助額 排水設備工事費等に要する経費として市長が認定する額</p> <p>4 水洗便所設備資金貸付金</p> <p>(1) 貸付対象 公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) 貸付限度額 50万円</p> <p>(3) 貸付利子 無利子</p> <p>(4) 償還方法 貸し付けた月の翌月から36月以内の月賦償還</p> <p>(5) 延滞利息 7.3%</p>	<p>3 私道内排水設備布設工事費補助金</p> <p>(1) 交付対象 なし 但し、複数者による申請がある場合は、公費で市が施工する。</p> <p>(2) 補助額 なし</p> <p>4 水洗便所設備資金融資あっせん</p> <p>(1) あっせん対象 公共下水道処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) 融資あっせん限度額 1件50万円まで 但し、1所有者につき4件まで</p> <p>(3) 利子補給 年利5%を超える部分に相当する額を利子補給</p> <p>(4) 融資あっせんの条件 融資あっせんを受けた月の翌月から36月以内の月賦償還</p>